

あきる野市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

あきる野市長 殿

申込者

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者名）

電話番号

F A X

E - M A I L

担当者氏名

あきる野市ホームページ広告掲載取扱要綱第10条の規定により、あきる野市ホームページに広告掲載を申し込みます。

1 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 リンク先ホームページアドレス

3 掲載希望の階層（トップページ）

4 広告原稿（別紙添付）

5 連絡事項

あきる野市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がインターネット上に公開するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告（市ホームページ上に掲載した広告画像で、指定したホームページにリンクさせることができるものをいう。以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告)

第2条 掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗関連営業に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページにおいてリンクしているものの内容についても適用する。

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次のとおりとする。

- (1) 公益的法人及びこれに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業者で、市内に事業所等を有するものの広告
- (4) その他掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

(広告の掲載場所等)

第4条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページ及びトップページ以外の階層とし、トップページ以外に掲載する階層は別に定める。

- (2) 広告の掲載位置及び枠数は、募集の際に市長が定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地50ピクセル 左右150ピクセル
- (2) 情報量 5キロバイト以内
- (3) 情報形式 GIF形式（アニメーションを除く。）
- (4) 表示形式 静止画（点滅を除く。）

(5) 利用者が、市ホームページの内容の一部であるかのように誤認するおそれがないもの

(6) デザイン、色彩等は、障害者の利用に配慮し、かつ、市のイメージを損なわないもの

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき、月額15,000円とし、1度の申込みで6月から11月まで連続掲載する場合に、その合計金額から5パーセント割引、12月連続掲載する場合にその合計金額から10パーセント割引とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 前項に規定する掲載可能期間は、最長12月とする。

(広告内容の責任)

第8条 広告の内容及びリンク先に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、市ホームページ及び広報あきる野により行うものとする。

(広告掲載の申込み、決定及び掲載料の納入)

第10条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、あきる野市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類の内容、デザイン等について、不相当と認める部分があるときは、当該申込者にその部分の修正を求めることができる。

3 広告原稿の内容及び作成費用は、申込者の責任及び負担とする。

4 市長は、第1項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

5 前項の場合において、掲載が相当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、第3条に規定する順位により決定する。ただし、同一条件での広告掲載申込みが掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

6 広告主は、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主のホームページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に違反するとき。

(3) 広告主の不法行為等により、当該広告主の広告を掲載することが適当でないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないとき。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、あきる野市ホームページ広告掲載中止・掲載内容等変更届(様式第2号)により、速やかに市長に届け出なければならない

ない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あきる野市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(掲載料の還付等)

第13条 広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、掲載料を還付するものとし、還付する金額は、次の表のとおりとする。ただし、システムメンテナンスに要した閉鎖時間は除く。

閉鎖時間	還付する金額
1 2 時間以上 2 4 時間以内	5 0 0 円
以降 2 4 時間ごと	5 0 0 円

- 2 広告掲載後、広告主の責めに帰すべき理由により広告の掲載が中止になったときは、既納の掲載料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、未掲載月分の掲載料について還付することができる。
- 3 広告主は、広告の掲載後、その責めに帰すべき理由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

【申込み・問合せ】

あきる野市企画政策部市長公室

電話 0 4 2 - 5 5 8 - 1 2 6 9 (直通)

FAX 0 4 2 - 5 5 8 - 1 1 1 3

E-Mail koho01@city.akiruno.tokyo.jp

※メールで提出の場合、件名に「バナー広告」と入力してください。